

議案第36号

つくば市荃崎憩いの家条例を廃止する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年2月15日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市荃崎憩いの家条例を廃止する条例

つくば市荃崎憩いの家条例（平成14年つくば市条例第72号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（提案理由）

つくば市荃崎憩いの家の耐震診断を実施したところ、耐震基準を満たしていないと診断されたことに伴い、令和3年3月31日をもって閉館とするため、条例を廃止しようとするものである。